



CREATIVE Management Consulting Co., Ltd.  
日本国公認会計士 金澤 厚



## 第126回 タイ国 ビジネス事例 不正・誤謬・不備事例 ⑧

今回も引き続き不正事例をご紹介します。

会計処理の不正、会社財産に関する不正、会計処理方法や税務上の処理方法の誤り(=誤謬)、内部統制に関する不備(=会社のチェック体制の不備)などは、日本のみならず、タイにおいても様々なケースが発生していると考えられます。

事例をご紹介しますながら、会社として、管理者としてどういった点に注意すべなのか、どういった対応方法が必要なのか考えてみましょう。

### (事例の概要)

今回は、日本国内の連結子会社の事例をご紹介します。親会社から派遣された子会社元社長主導による不正事例です。調査報告書をもとに、どういった点に不備があったのか、今後どうい管理体制を構築すべきなのか考えてみましょう。

#### 〈まとめ〉

- ・不正の種類:親会社向けに部材一式を製作、出荷する国内子会社で、元社長が主導する不正行為
- ・事案の内容:外注取引に取締役の親族などを役員とするダミー会社を介在させ不正利得を得ること、福利厚生目的を装った私的流用、スクラップ代金の別口座への入金及び私的流用。

### (会社の概要)

L社は仮設建物リース専門の大手とされています。設計・施行、リース、解体、メンテナンス等一連の業務を一体として行っています。経営の効率化、資源の有効利用促進を目的に解体後の部材の再利用などを進めています。

会社の設立は1968年(昭和43年)、現在は、連結子会社4社(国内2社、中国2社)体制にて事業展開しています。2022年4月以降は東証スタンダード市場に上場、2022年3月期売上高164億円、経常利益5億9千万円(連結ベース)となっています。

### (不適切な会計処理の概要)

L社は2022年11月11日、調査報告書を公表し、不正行為の概要、原因分析、再発防止策を提言しています。

- ・対象会社:国内部材製作子会社(H社)
- ・不正行為は概ね2016年ごろから開始され、2019年にはH社の元社長の他当時の役員2名、従業員1名が関与してダミー会社を設立し、外注加工取引に介在させることにより利益をその会社に落としていました。その他の不正行為と合わせ、2022年6月までの会社の損失額は約5千4百万円となります。その概要は以下の通りでした。

〈ダミー会社を介在させることによる不正利得行為〉

- ・H社の元社長A氏はL社の取締役でもあり、2013年11月にH社取締役副社長に就任。その後、2014年6月代表取締役社長に就任。この間、A氏はワンマン経営を徹底し、自らの意見を押し付け、そ

の指示・命令に背くことを許さなかった。A 氏に反論する者は、左遷、降格、退職勧奨など人事待遇面で不利益を受ける者も出るなどした結果、他の取締役を含め反論する者はいない状況となっていました。

・こういった背景から、A 氏が中心となり、A 氏と交友関係のある第三者、他の取締役 2 名、管理職 1 名らの親族などの名義でダミー会社を設立し、部材加工取引に介在させ、取引金額の 10%程度をその会社の利益として計上していた。不正利得の額は 1 千 4 百万円と算定されています。

〈福利厚生目的での私的施設の造成・維持管理〉

・A 氏の趣味を満足させるためにゴルフ練習場を造成し、維持管理費用を下記のスクラップ売却代金から支出させていた。工場立地法により一定程度の緑地を設けることが規定されていることから、敷地の一部にグリーン、バンカー等が造成された。造成、維持管理費用は 1 千 2 百万円と算定されました。

〈スクラップ売却代金の別口座への入金〉

・H 社のスクラップ売却代金を裏金として流用することを目的として、H 社親睦会口座を設け、この口座に売却代金をプールし、ゴルフ練習場維持管理費用の名目で私的に流用していました。私的流用総額は 2 千 8 百万円と算定されました。

### (原因分析・背景分析)

調査の結果、原因やその背景として以下の各点が指摘されました。

#### ① L 社グループ全体の内部管理体制＝内部統制システムの不備

コンプライアンス規定、リスクマネジメント規定など不備などリスクマネジメント体制を整備するという経営者の管理意識が皆無といていい状態でした。経営トップ自らが管理するというを全社に浸透させることが必要と言えます。

#### ② 内部監査部門の監査の機能不全

社内の事業場に赴くことなく、70 問の質問書を送付し、回答を得るだけで内部監査を行っていることとしていました。

#### ③ 監査役監査の一部未実施、不備

2016 年以降監査役が自ら子会社での現場監査は行われていませんでした。定期的に監査役が往査し、管理者等からヒアリングや面談し、現場視察することにより不正行為の端緒をつかめた可能性は考えられます。

#### ④ コンプライアンス意識の欠如・低さ

A 元社長の専制的な体制が出来上がっていたとしても、取締役、管理者として不正行為を黙認し、協力していたことは不正行為に加担していたこととなります。

### (再発防止策・この事例の示唆)

当該事案に対して L 社は、i)コンプライアンス意識の向上、ii)コンプライアンス体制の再構築、iii)内部監査部門による現場往査の実施、iv)監査役監査の再構築等の再発防止策を公表しています。

これらの再発防止策が機能するためには役員、管理職含め不正の端緒があった場合に通報できる制度が整っていることが重要です。

また、ダミー会社を介在させる取引やスクラップ売却代金の不正流用についてはタイでも発生する可能性は高いと言えます。自社の取引先については再度会社の基本的情報を精査すること、定期的な契約見直しを行うこと、自社のビジネス上スクラップが発生している場合にはその処理方法について、発生数量が妥当かどうか、現物カウントの状況、スクラップ在庫の管理状況など再度確認することが望まれます。

## CREATIVE MANAGEMENT CONSULTING Co., LTD.

会計、税務に関する各種相談、顧問、タイに進出する日系中堅企業を強力に支援いたします。

**1.税務診断、2.M&A サポート、3.スタートアップサービス、4.管理支援サービス**

【連絡先】日本国公認会計士 金澤 厚

Mobile: +66 8 4708 2408 E-mail: kanazawa@cmcs.co.th